

自立活動だより

埼玉県立熊谷特別支援学校
自立活動部
令和7年 1月 22日発行

後期の後半がスタートして2週間が経ちました。寒さも厳しくなり、あいかわらず様々な感染症も流行していますが、児童生徒の元気な声が学校のあちらこちらで聞こえてきます。

今回は、12月23日(月)に本校でおこなわれた教員向け研修会の内容についてご紹介いたします。



補装具についての研修会（教員対象）より



今回の講師は非常勤職員である三浦医工デザインの神谷啓太先生による『補装具について』のお話でした。主に補装具製作までの手続きや手順について18歳未満と18歳以上での違いについてやそれぞれの補装具の耐用年数について等ご説明をいただきました。また、持参していただいた様々な装具について、同行していただいた朝重(ともしげ)祐作先生と共に直接触れさせていただきながら、詳しくご紹介いただきました。

以前は18歳の誕生日までには新規の申請をしないと医療機関等での制作ができないと言われていましたが、最近では、18歳の誕生日の1~2か月前までに申請をしないと手続きが間に合わなくなる可能性もあるとのことでした。

また、実際に補装具を着用する機会も設けていただき、児童生徒が日頃どのような感じで使用しているのかを実際に体験することもできました。

資料としていただいた『装具適応早見表』は、とても分かりやすく参考になりますので、是非、ご一読ください。

補助金の所得制限が緩和されたため、申請者が増えたことが理由の一つの様です。



18歳未満と18歳以上の補装具申請・製作の違い

18歳未満 → 治療の目的 → 受診をしてから各加入の健康保険組合等に申請 → 医療機関等で製作
福祉の目的 → 市町村の担当課に申請 → 医療機関等で製作

18歳以上 → 治療の目的 → 受診をしてから各加入の健康保険組合等に申請 → 医療機関等で製作
→ 福祉の目的 → 埼玉県はさいたま市以外の方は上尾の県立総合リハビリセンターに申請し判定を受ける(さいたま市内は障害者更生相談センター) → 義肢装具会社等で製作



補装具の交換時期：補装具の耐用年数(同じ種類の補装具を購入する際、補助を受けられない年数)

17歳以下 → 小児独自の耐用年数(6~14歳は1年ごと、15~17歳は1年6か月ごと等)

18歳以上 → 補装具の種目ごとに耐用年数が異なる(短下肢装具のプラスチック1年6か月、短下肢装具金属支柱付き3年、靴型装具1年6か月、インソール1年6か月、コルセット(軟)2年、(硬)1年等他にも・・・車椅子6年、姿勢保持装置3年、ウォーカー5年、ヘッドギア3年、カーシート3年等